

# 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

チェック欄（該当する項目のいずれかにチェックを入れてください）

## 1 《領収証書の写しを貼付する場合》

当事業所は、現在、伊佐市の特別徴収義務があり、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。

→ 直近の領収証書の写しを貼付してください

ここに直近の領収証書の写しを貼り付けてください。

## 2 《伊佐市内に事業所がなく居住する従業員等もない場合》

当事業所は、伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がいません。

注）以下のチェック項目に該当する場合は、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で確認を受けてください。

3 <input type="checkbox"/>	<b>《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》</b> 当事業所は、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しています。	伊 佐 市 確 認 印	
4 <input type="checkbox"/>	<b>《特別徴収義務がない場合》</b> 当事業所は、個人住民税について特別徴収義務のない事業所です。	伊 佐 市 確 認 印	
5 <input type="checkbox"/>	<b>《特別徴収義務があるが実施していない場合》</b> 当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。 つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。	伊 佐 市 確 認 印	

注）5 の誓約による申請は、1 回だけの特別措置です。次回の申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請できません。

**『特別徴収事業者であること』が入札参加申請の要件に加わります。**

個人住民税の特別徴収制度は、地方税法や各市町村の条例等で定められており、所得税の源泉徴収をしている従業員がいる場合は、特別徴収することが義務づけられています。

伊佐市では、法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、平成27年度からの入札参加資格審査申請において、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを要件に加えました。そのため、入札参加資格審査申請の際には「**個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書**」の提出が必要となります。

《記載要領》

● (共通)

本様式は、伊佐市の入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために提出いただく書類です。

**1 《領収証書の写しを貼付する場合》**

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、伊佐市から発送される所定の様式で納入されている場合は、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを貼り付けてください。

※最近のいずれか1ヶ月分で構いません。

※伊佐市の確認印は不要です。

※ここでの特別徴収に係る領収証書とは、伊佐市から発行される納入書と一緒に綴られている領収証書のことをいいます。

**領収証書見本**  
(特別徴収義務者の記載があります。)

鹿児島県伊佐市		個人住民税 個人県民税		領収証書 ㊦	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
4 6 2 2 4 1	02000-7-960038	伊佐市会計管理者			
	指 定 番 号	納入金額(1)			
		円			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円		
		退 職 所得分			
		金 延滞金			
		額 督 促 手 数 料			
納期限	(2)	合 計 額			
(特別徴収義務者)					
住 所 又 は 所在地					領 収 日 付 印
氏 名 又 は 名 称					
上記のとおり領収しました。					(納入者保管)

**2 《伊佐市内に事務所がなく居住する従業員等もない場合》**

伊佐市内に事業所(支店、営業所等を含む。)がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、該当項目のチェック欄にチェックを記入してください。

※伊佐市の確認印は不要です。

### 3 《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》

個人住民税の特別徴収を実施しているが、伊佐市から発送される所定の様式の領収証書の写しが貼付できない場合（以下の場合等）については、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で「特別徴収を実施していること」の確認を受けてください。

#### 【想定される状況】

- ・ 地方税納付代行サービスを利用して納税している場合
- ・ 督促状によって納税した場合
- ・ 市町村の窓口等で、所定の納入書以外の納付書で納税した場合
- ・ 特別徴収の手続きを行ったが、納入開始前の場合や納入すべき個人住民税が発生しなかった場合
- ・ 滞納処分によって徴税が行われた場合

※伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

### 4 《特別徴収義務がない場合》

所得税法第184条に規定する「常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払いをする者」であり、所得税の源泉徴収義務がない事業所である場合等については、個人住民税の特別徴収義務がない事業所として証明することになります。

※個人事業主の方は、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し（いずれかの書類の「給料賃金の内訳」部分を確認します。）を持参し、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で「特別徴収義務がないこと」の確認印を受けてください。

※伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

### 5 《特別徴収義務があるが実施していない場合》

この誓約は、現在、特別徴収義務がありながら実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切り替えが間に合わない等、真にやむを得ない場合に使用するものです。

遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で確認印を受けてください。

なお、誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回の入札参加資格申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請することができません。

※伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

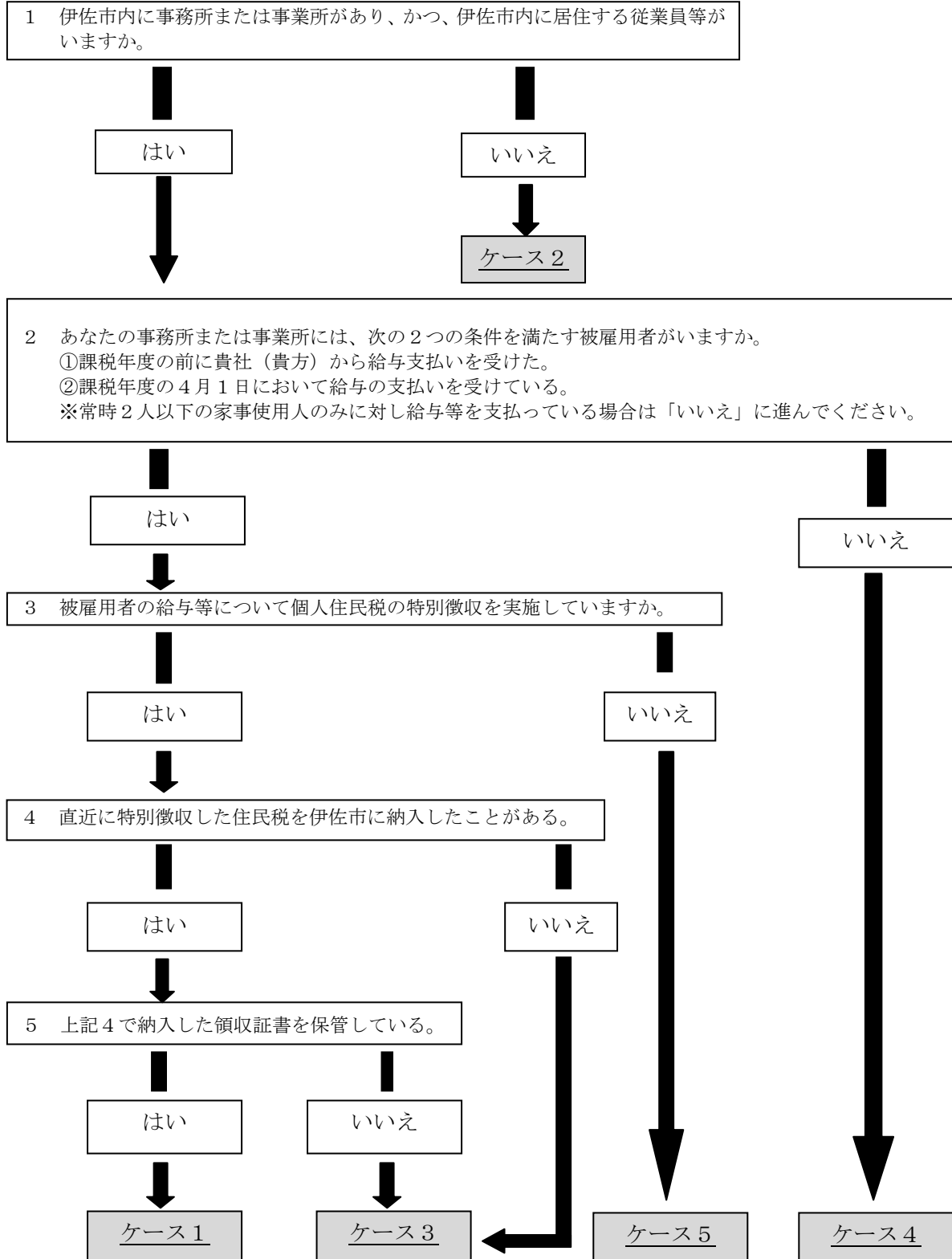
問い合わせ先

伊佐市役所（大口庁舎）税務課市民税係

電話番号：0995-23-1311（内線 1186～1189）

## 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書フロー図

- 手順1 あなたがどのケースに該当するか、下記のフロー図により判断してください。  
手順2 どのケースに該当するか判断できたら「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」のケースにチェックを記入し、それぞれの書類等を準備してください。  
ケース3から5までの場合は伊佐市から確認印が必要になります。



※各ケースの詳しい説明は次のとおりです。

ケース1

○あなたは、既に特別徴収を実施しており、直近の領収証書も保管されています。  
→ **1 《領収証書の写し貼付する場合》**にチェックして、領収証書の写しを貼付してください。この場合、伊佐市の確認印は不要です

ケース2

○あなたは、伊佐市内に事業所がなく居住する従業員等もいません。  
→ **2 《伊佐市内に事業所がなく居住する従業員等もない場合》**にチェックしてください。この場合、伊佐市の確認印は不要です

ケース3

○あなたは、既に特別徴収を実施しておりますが、直近の領収証書がありません。  
→ **3 《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》**にチェックして、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）に提出し、「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

ケース4

○あなたは、特別徴収を行っていただく必要はありません。  
→ **4 《特別徴収義務がない場合》**にチェックして、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）に提出し、「特別徴収義務がないこと」の確認を受けてください。  
※個人事業主については、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写しまたは「青色申告決算書」の写しを持参してください。

ケース5

○あなたは、特別徴収を行っていただく必要があります。  
→ **5 《特別徴収義務があるが実施していない場合》**にチェックして、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）に提出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、その確認を受けてください。

## 個人住民税の特別徴収(給与天引き)を実施していない 事業主の皆様へ

鹿児島県と県内全ての市町村からのお知らせ

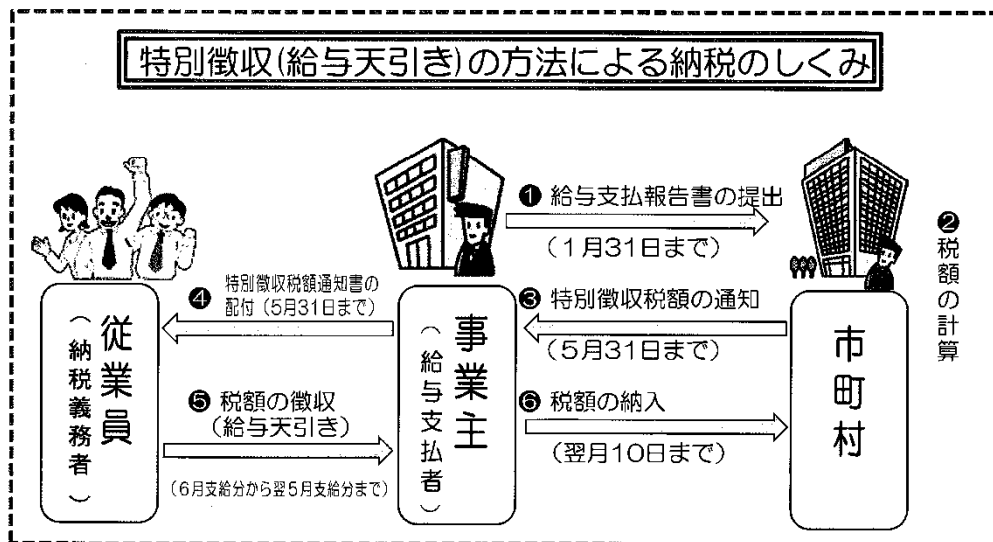
県内の全市町村は、**平成27年度**に  
個人住民税特別徴収の対象となる事業者を  
一斉に指定します。

### ◎個人住民税の特別徴収とは

- 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

### ◎特別徴収による納入方法

- 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。



こちらも御覧ください。鹿児島県ホームページ

「<http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/tokubetsu.html>」

詳しくは、各市町村の住民税担当課(裏面)へお問い合わせください。

## 個人住民税の特別徴収に関するQ&A



Q 今まで普通徴収でよかったはずなのに、なぜ、これから特別徴収しないと  
いけないのですか？ 何か制度が変わったのですか？

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。  
法令改正等があったわけではなく、今までも、この要件に該当する事業所については、特別徴収をしていただく必要があったのですが、それが徹底されていませんでした。



Q 特別徴収に切り替えることで、メリットは何かあるのですか？

- A 次のように、いくつかのメリットがあります。
- ① 個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、事業主は所得税のように税額計算をしたり、年末調整をする手間はかかりません。
  - ② 事業主が市町村へ納入するので、従業員が金融機関や市町村窓口へわざわざ出向いて納付する必要がありません。
  - ③ 従業員の方々が、年税額を4回に分けて支払う「普通徴収」に対し、特別徴収は年12回払いとなるため、1回当たりの納税額が少なくて済みます。



Q 特別徴収するためにはどうすればよいのですか？

A 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書（総括表）」の特別徴収の欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村に提出してください。5月31日までに各市町村から特別徴収税額を通知します。  
※ 市町村によって様式が異なっている場合がありますので、御不明な点がございましたら、各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

### この取組に関するお問い合わせ先

鹿児島県総務部 税務課(099-286-2196)、市町村課(099-286-2234)

鹿児島地域振興局 税務課	099-805-7221	大隅地域振興局 県税課	0994-52-2097
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1317	熊毛支庁 県税課	0997-22-0006
北薩地域振興局 県税課	0996-25-5205	大島支庁 県税課	0997-57-7229
始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126		

### 具体的な手続きに関するお問い合わせ先（各個人住民税担当課）

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
鹿児島市	市民税課	099-216-1176	奄美市	税務課	0997-52-1111	南種子町	税務課	0997-26-1111
鹿屋市	税務課	0994-31-1112	南九州市	税務課	0993-56-1111	屋久島町	税務課	0997-47-2111
枕崎市	税務課	0993-72-1111	伊佐市	税務課	0995-23-1311	大和村	住民税務課	0997-57-2111
阿久根市	税務課	0996-73-1203	始良市	税務課	0995-66-3111	宇検村	住民税務課	0997-67-2211
出水市	税務課	0996-63-4031	三島村	総務課	099-222-3141	瀬戸内町	税務課	0997-72-1116
指宿市	税務課	0993-22-2111	十島村	総務課	099-222-2101	龍郷町	町民税務課	0997-62-3111
西之表市	税務課	0997-22-1115	さつま町	税務課	0996-53-1111	豊昇町	税務課	0997-65-3686
垂水市	税務課	0994-32-1114	長島町	税務課	0996-86-1172	徳之島町	税務課	0997-82-1111
薩摩川内市	税務課	0996-23-5111	湧水町	税務課	0995-74-3111	天城町	税務課	0997-85-5345
日置市	税務課	099-248-9412	大崎町	税務課	099-476-1111	伊仙町	税務課	0997-86-3111
曾於市	税務課	0986-76-8804	東串良町	税務課	0994-63-3109	和泊町	税務課	0997-84-3514
霧島市	税務課	0995-64-0884	錦江町	住民税務課	0994-22-3037	知名町	税務課	0997-84-3154
いちき串木野市	税務課	0996-33-5616	南大隅町	税務課	0994-24-3116	与論町	税務課	0997-97-3111
南さつま市	税務課	0993-53-2111	肝付町	税務課	0994-65-8414			
志布志市	税務課	099-474-1111	中種子町	税務課	0997-27-1111			

鹿児島県個人住民税特別徴収  
適正実施連絡会議